

山梨県新型コロナウイルス感染症対策妊婦休業助成金について

この制度は、新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、妊婦の方が事業所等を休業した場合に休業に伴う収入減の一部を助成するものです。

国の助成金制度が優先されますので、まずは、勤務先の事業所に御確認ください。

◆助成対象者◆

次の4項目の全てに該当する方が対象となります。

- (1) 令和2年6月30日までに母子健康手帳を交付された者で労働基準法（昭和22年法律第49号）に基づく産前休業を請求していない者
- (2) 山梨県内に住所を有する者
- (3) 労働基準法の適用を受ける労働者又は事業活動を行う個人事業主
- (4) 休業期間中、労働基準法に基づく休業手当金、健康保険法（大正11年法律第70号）に基づく傷病手当金、その他給与又は事業所得の補填にあたる公的な給付金等が支給されない者
⇒休んだことに対する公的な補償を受け取っていない方、有給休暇ではない方となります。

◆助成内容◆

- ◇支給する助成金の額は、休業した日、一人につき一日4,000円です。
- ◇最大で20日を限度とします。（適用期間：令和2年4月24日～6月30日）

◆請求の方法◆

- ◇助成金請求書（様式第1号）に必要書類を添付し、令和2年7月31日（金）までに子育て政策課あて郵送してください。⇒裏面を御覧ください。

◆問い合わせ先◆

- ◇詳しい内容は、子育て政策課母子保健担当（電話055-223-1425）までお問い合わせください。
- ◇助成金請求書の様式は、次のホームページからダウンロードできます。
<https://www.pref.yamanashi.jp/kosodate~~~~>

手続き等、詳細は、子育て政策課母子保健担当へお問い合わせください。

〒400-8501 山梨県甲府市丸の内一丁目6-1
山梨県子育て支援局子育て政策課 母子保健担当
電話：055-223-1425 FAX：055-223-1475
E-mail：kosodata@pref.yamanashi.lg.jp

請求期限は令和2年7月31日（金）までです。

◇助成金請求書（様式第1号）に次の書類を添付して提出してください。

番号	添付書類	備考
1	誓約書（様式第1号の1）	原本
2	就労証明書（様式第1号の2） ・第2条（3）の労働基準法の適用を受ける労働者に該当する者	原本
3	就労申立書（様式第1号の3） ・第2条（3）の事業活動を行う個人事業主に該当する者	原本
4	母子健康手帳の写し ※1	写し
5	住民票抄本（3ヶ月以内の発行日であること） ※2 （県が代理で請求受領します）	原本
6	その他知事が必要と認める書類 （例：直近の確定申告書の写し等（個人事業主））	

※1 母子健康手帳の表紙（手帳を交付した市町村名、交付年月日、保護者（申請者）氏名が記載されていること）をコピーしたもの

※2 事務手続きの負担軽減及び新型コロナウイルス感染拡大防止のため、委任状兼請求（申請）書を提出いただき、県が代理で請求受領いたします。なお、証明手数料は、県内全市町村で免除の対象となります（県内市町村のみの対応）。

郵送先はこちらです

〒400-85012
甲府市丸の内一丁目6-1
山梨県 子育て政策課